

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第387号)	50
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第388号)	51
○ 生活保護法による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第389号)	53
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第390号)	54
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第391号)	55

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会臨時会における議件の追加について	(第20号)	57
○ 教育委員会定例会の開催について	(第21号)	58

交 通 局 告 示

○ やみつき なごめしきっぷ専用一日乗車券の発売について	(第 8号)	59
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について	(第 9号)	61

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第75号）

1 改正内容

- (1) 短期入所生活介護等を受ける者から徴収する居住費及び滞在費の額を改めます。（第 9条の 2関係）
- (2) 軽費老人ホームの入所手続及び保証人について、規定の整備を行います。（第11条、第12条及び第 3号様式関係）
- (3) その他規定の整備を行います。（附則関係）

2 施行期日

令和 6年 8月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第76号）

1 改正内容

市営住宅の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 6年10月 1日から施行します。ただし、市営住宅の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から施行します。

○ 名古屋市契約規則の一部を改正する規則（第77号）

1 改正内容

- (1) 契約書及び仮契約書に関する規定の整備を行います。（第26条、第28条及び第29条関係）
- (2) その他規定の整備を行います。（第 4条、第 8条から第10条及び第30条関係）

2 施行期日

令和 6年 9月 2日から施行します。

名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第75号

名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市老人福祉施設条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 9条の 2第 1項第 2号中「 855円」を「 915円」に改める。

第11条中「から第 4号まで」を「及び第 3号」に改め、同条第 4号を削る。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

附則第 3項を削る。

第 3号様式を次のように改める。

第 3号様式 削除

附 則

- 1 この規則は、令和 6年 8月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市老人福祉施設条例施行細則第 9条の 2第

1項の規定は、令和 6年 8月分の使用料から適用し、同年 7月分以前の使用料については、なお従前の例による。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第76号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表打越荘の項中

「

4 階建	平成24年度	16
	平成27年度	60
	平成30年度	65

」

を

4 階建	平成24年度	16
	令和 4 年度	12
5 階建	平成24年度	25
	平成27年度	60
	平成30年度	65
	令和 4 年度	30

」

に改

める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年10月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第77号

名古屋市契約規則の一部を改正する規則

名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 8 条第 1 項中「及び参加資格を証する書面を提示させ」を「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提示させ、又は提出させ」に改め、同条第 2 項を削る。

第 9 条第 1 項中「前条第 1 項」を「前条」に改める。

第10条第 2 号中「第 4 条第 2 項に規定する時限」を「入札時限」に改め、同条第 3 号中「いう。）を」を「いう。以下同じ。）を」に改める。

第26条第 1 項中「記載し」の次に「、又は記録し」を加え、同項ただし書中「記載」の次に「又は記録」を加える。

第28条の見出し中「記名押印」を「記名押印等」に改め、同条中「記名押印

させ」を「記名押印又は電子署名をさせ」に改める。

第29条中「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「記名押印させる」を「記名押印又は電子署名をさせる」に改める。

第30条第2項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年9月2日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名古屋市契約規則第26条、第28条及び第29条の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる一般競争入札、指名競争入札若しくはせり売りにより締結される契約又は施行日以後に随意契約により締結される契約について適用する。

名古屋市告示第 375号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

令和 6年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 名	指定年月日
医療法人知真会 覚王山クリニック (千種区)	青木 真一郎	肢体不自由	令和 6年 7月 1日
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター (千種区)	下谷 直輝	肢体不自由	
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター (千種区)	鈴木 健悟	肢体不自由	
名古屋大学医学部附属東部 医療センター (千種区)	小野 亘	じん臓機能障害	
はなぶさ在宅診療所 (千種区)	長谷川 奈保子 (船津 奈保子)	肢体不自由 視覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害	

はなぶさ在宅診療所 (千種区)	二村 洋平	呼吸器機能障害
柊みみはなのどクリニック 千種駅前 (千種区)	後藤 祐輝	聴覚障害 平衡障害 音声・言語機能障害
本山アイクリニック (千種区)	水野 泰子	視覚障害
医療法人社団 西日本平郁 会 吉田クリニック (千種区)	稲熊 有里紗	呼吸器機能障害
ココカラハートクリニック (東区)	大原 裕子	平衡障害 音声・言 語機能障害 そしゃ く機能障害
医療法人名古屋澄心会 名古屋ハートセンター (東区)	數馬 稔己	心臓機能障害
社会医療法人 愛生会 総合上飯田第一病院 (北区)	鄭 慶鎬	呼吸器機能障害
医療法人五一六五 ナゴヤガーデンクリニック (西区)	小島 敦	肢体不自由
愛知県済生会 リハビリテーション病院 (西区)	横山 幸房	心臓機能障害
偕行会 城西病院 (中村区)	菱田 学	じん臓機能障害

日本赤十字社愛知医療セン ター名古屋第一病院 (中村区)	伊藤 亮太	呼吸器機能障害
CLINIC No7名古屋伏見 (中区)	坂野 文彦	肢体不自由
中日病院 (中区)	恒川 京子	心臓機能障害
社会福祉法人聖霊会 聖霊病院 (昭和区)	真野 和夫	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	山田 晋一郎	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	堀 和美	呼吸器機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	村岡 真輔	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	滝 陽輔	視覚障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	村山 敦彦	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	橋川 和信	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	石崎 友崇	肢体不自由
日本赤十字社愛知医療セン ター名古屋第二病院 (昭和区)	塚田 哲也	肢体不自由
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	湯口 貴彬	視覚障害

名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	春日井 貴久	じん臓機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	恵谷 俊紀	ぼうこう・直腸機能障害
みなと医療生活協同組合 協立総合病院 (熱田区)	吉見 倫典	呼吸器機能障害
医療法人 青樹会 あおい内科 (中川区)	青井 智典	じん臓機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	山東 雅紀	ぼうこう・直腸機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	山中 俊平	平衡障害 そしゃく機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	青山 大洋	視覚障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	清水 崇博	聴覚障害 平衡障害 音声・言語機能障害
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	武藤 久哲	肝臓機能障害
社会医療法人 宏潤会 大同病院 (南区)	林 雅	免疫機能障害
社会医療法人宏潤会 大同病院 (南区)	川出 洋平	肢体不自由
独立行政法人地域医療機能 推進機構 中京病院 (南区)	山本 遥子	聴覚障害 平衡障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害

独立行政法人地域医療機能 推進機構 中京病院 (南区)	前田 基博	ぼうこう・直腸機能 障害
いとうクリニック (守山区)	伊藤 嘉智	ぼうこう・直腸機能 障害
総合病院南生協病院 (緑区)	中村 伸一	心臓機能障害
第2しもぎとクリニック (緑区)	下郷 優	じん臓機能障害
名古屋市立大学附属みどり 市民病院 (緑区)	池田 麻記子	肢体不自由
名古屋市立大学医学部附属 みらい光生病院 (名東区)	山下 純世	心臓機能障害
独立行政法人国立病院機構 東名古屋病院 (名東区)	小森 祥太	肢体不自由 音声・ 言語機能障害 そし ゃく機能障害
医療法人社団幹和会 おにたけ整形外科 (天白区)	鬼武 宏行	肢体不自由
社会医療法人 名古屋記念 財団 名古屋記念病院 (天白区)	立松 美穂	じん臓機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 376号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和 6年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	亀谷 直輝	じん臓機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	若原 恵子	呼吸器障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	片野 広之	肢体不自由
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	村島 美穂	じん臓機能障害
南医療生活協同組合かなめ病院 (南区)	金野 恵美	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	池田 芳紀	膀胱・直腸機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	米山 文彦	小腸、膀胱・直腸機能 障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	亀井 譲	肢体不自由

名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	安田 宜成	じん臓機能障害
社会医療法人名古屋記念財団 名古屋記念病院 (天白区)	榊原 雅子	じん臓機能障害
医療法人名古屋澄心会 名古屋ハートセンター (東区)	鈴木 頼快	心臓機能障害
医療法人名古屋澄心会 名古屋ハートセンター (東区)	手嶋 悠人	心臓機能障害
社会医療法人愛生会 総合上飯田第一病院 (北区)	林 佳絵	肢体不自由
日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第一病院 (中村区)	鈴木 淳志	聴覚、平衡機能、音声 機能、言語機能、そし ゃく機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 377 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等に関する告示の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について（平成27年名古屋市告示第 783 号）の一部を次のように改正します。

令和 6 年 7 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

表「規則第 2 条第 1 項第 6 号」の項を次のように改める。

規則第 2 条第 1 項第 6 号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第 2 条第 5 項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から 6 か月以内のものに限る。）

表「規則第3条第2号ロ前段」の項を次のように改める。

規則第 3条第 2号ロ 前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）	個人番号カード
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。）であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）

表「規則第9条第5項第6号」の項を次のように改める。

規則第 9条第 5項第 6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）

表「規則第10条第3号ロ前段」の項を次のように改める。

規則第 10条第 3号ロ 前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他	本人の個人番号カード
		本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの

	これに類する書類であ って個人番号利用事務 実施者が適当と認める もの（本人の個人番号 及び個人識別事項の記 載があるものに限る。）	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発 行又は発給をした書類で、本人の個人番号 及び個人識別事項の記載があるもの
		本人が記載した自身の個人番号に相違ない 旨の本人による申立書（提示時において作 成した日から 6 か月以内のものに限る。）

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 378号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市西区坂井戸町23番地先（詳細は別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

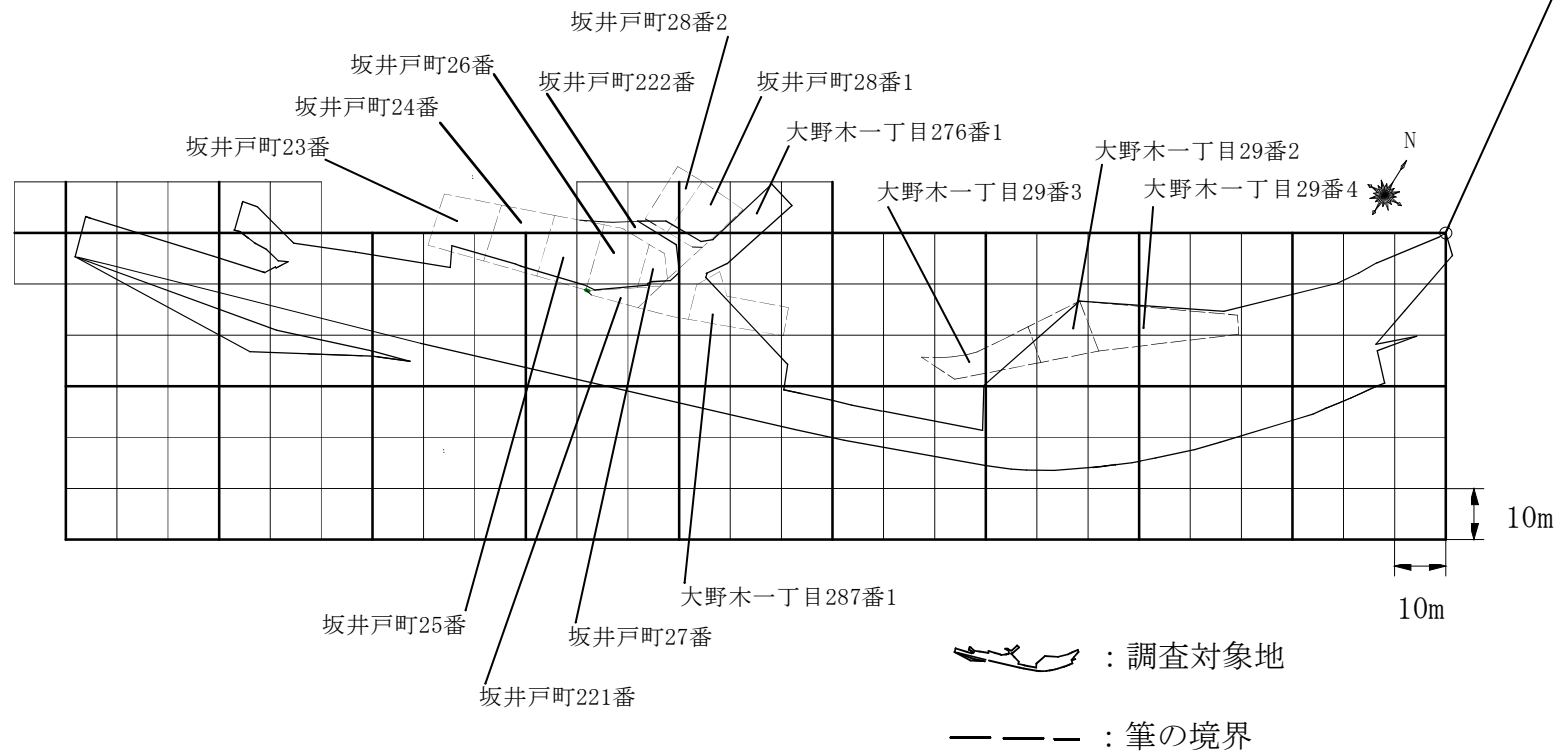
砒^ひ素及びその化合物

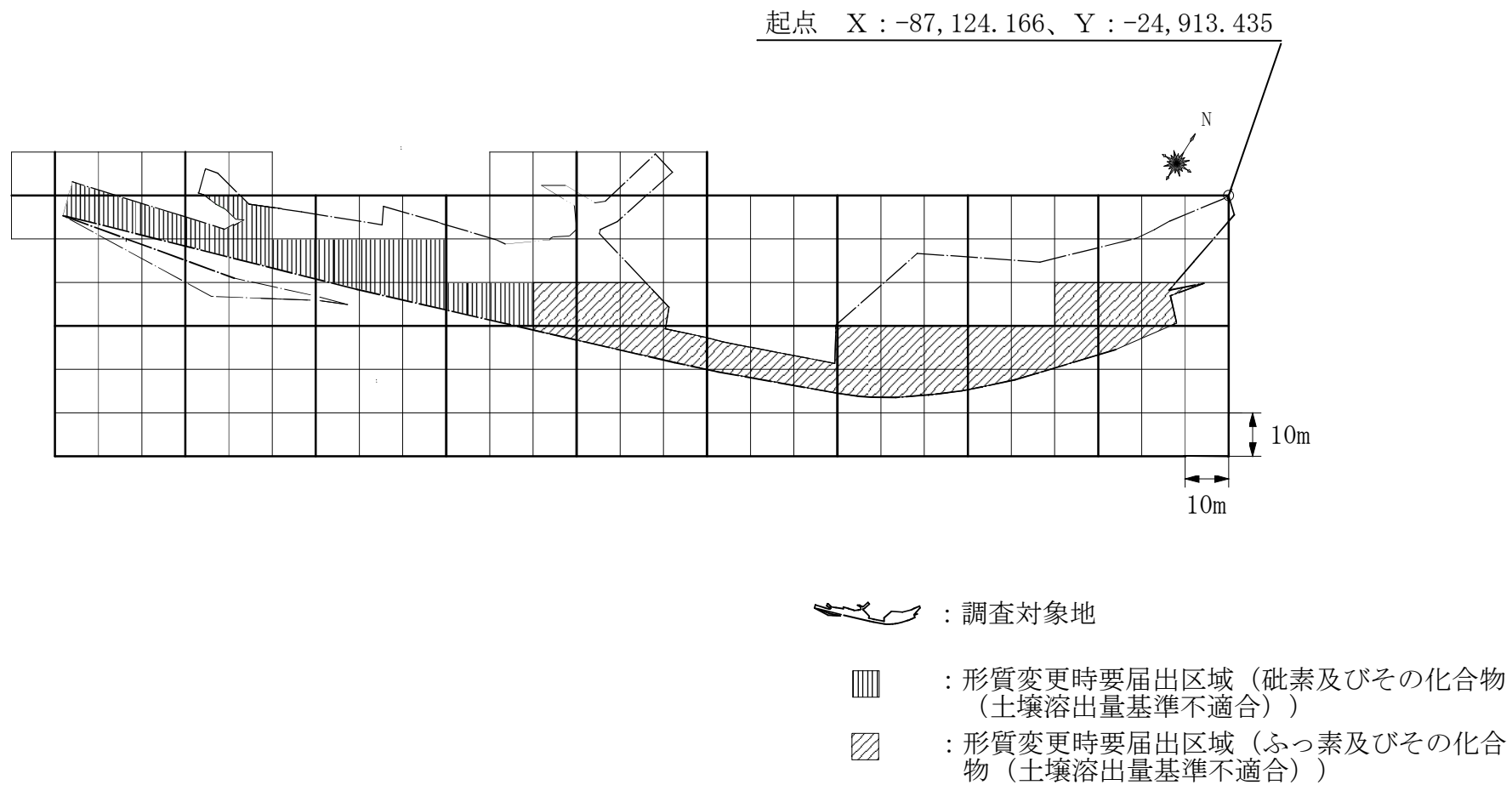
ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

西区

起点 X : -87, 124. 166、Y : -24, 913. 435





名古屋市告示第 379号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5項第11号に該当します。

令和 6年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番 1の一部及び 4番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 380号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 2項の規定に基づき、平成31年名古屋市告示第17号により指定した拡散防止管理区域の全てを解除し、同条例第58条の 8第 1項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域に指定します。

令和 6年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 拡散防止管理区域の指定を解除し形質変更時届出管理区域に指定する区域
名古屋市北区上飯田南町 3丁目50番 2の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置
地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 381号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 6年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 7年 2月28日までに全員で入居できるもの、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和6年8月21日（水）から同月30日（金）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和6年8月21日（水）から同月30日（金）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

令和6年8月21日（水）から同月31日（土）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、第 4水曜日及び木曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和 6年 8月22日（木）から同月31日（土）まで。ただし、期間内の
消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

日時

令和 6年 9月18日（水）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 131戸

(2) 改良住宅

空家住宅 4戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に18歳
に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子若しくは出産する予
定の者がいる世帯又は40歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 120戸

第 3 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上（出生前の胎児を含む。）の世帯又は18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子（出生前の胎児を含む。）を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 12戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 120戸

(2) 改良住宅

空家住宅 6戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成30年度第 2回一般募集から令和 6年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成30年度第 2回一般募集から令和 6年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13) までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 高齢者改善世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、申込み世帯員全員（申込者の配偶者を除く。）の年齢が60歳以上であること。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

第 8 高齢者改善単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 382号

家賃算定に関わる利便性係数について

令和 6年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 3項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

令和 6年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
打越荘	F棟	101号、 201号、 301号及び 401 号	0.9199	0.8107	1.0000	185,200円
		102号、 202号、 302号及び 402 号	0.9199	0.6676	1.0000	152,400円
		103号、 203号、 303号及び 403 号	0.9199	0.9630	1.0000	219,900円
	G棟	101号	0.9199	0.9430	1.0000	176,000円
		102号	0.9199	0.7984	1.0000	149,000円

	103号、 104号、 203号、 204号、 303号、 304号、 403号、 404号、 503号及び 504 号	0.9199	0.6676	1.0000	122,700円
	105号、 106号、 202号、 205号、 206号、 302号、 305号、 306号、 402号、 405号、 406号、 502号、 505号及び 506 号	0.9199	0.7984	1.0000	147,100円
	201号、 301号、 401号及び 501 号	0.9199	0.9630	1.0000	177,200円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 383 号

公金の収納に関する事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 8 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社電算システム
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入
市税に係る徴収金（個人の県民税及び森林環境税を含む。）
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 6 年 8 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 6 年 8 月 1 日

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 384号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 6年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
こばやしこどもク リニック	名古屋市北区光音寺町 2丁目13番地	令和 6年 6月 1日
名古屋駅前ころ のクリニック	名古屋市中村区椿町15番10号	令和 6年 7月 1日
中村公園メンタル クリニック	名古屋市中村区豊国通 2丁目 6番地	令和 6年 6月 1日
つじ泌尿器科クリ ニック	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	令和 6年 7月 1日
きんさん診療クリ ニック	名古屋市中区錦三丁目15番15号	令和 6年 7月 1日

TANAKA S KIN CLIN IC	名古屋市瑞穂区上山町 3丁目14番地 の 1	令和 6年 7月 1日
----------------------------	---------------------------	-------------

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
カンドーレ歯科	名古屋市中村区名駅五丁目 5番22号	令和 6年 6月 1日
戸田ふたば歯科	名古屋市中川区戸田明正二丁目 301 番地	令和 6年 6月 1日
かとう歯科こども 歯科	名古屋市守山区上志段味深田 778番 地	令和 6年 6月 1日
塩釜口駅前歯医者 ・矯正歯科	名古屋市天白区八幡山1336番地	令和 6年 7月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局本山 駅店	名古屋市千種区東山通 1丁目10番地 の 1	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局志賀 公園店	名古屋市北区平手町 1丁目13番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局辻町 店	名古屋市北区辻町 2丁目20番地の 1	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ	名古屋市北区上飯田南町 1丁目21番	令和 6年 5月16日

イー調剤薬局上飯 田店	地	
さくら薬局	名古屋市北区中切町 2丁目13番地	令和 6年 6月 1日
スギ薬局上小田井 店	名古屋市西区八筋町 282番地の 1	令和 6年 7月 1日
ビー・アンド・デ イー調剤薬局宝地 店	名古屋市西区宝地町 9番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ イー調剤薬局又穂 店	名古屋市西区又穂町 1丁目76番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ イー調剤薬局浅間 町店	名古屋市西区幅下一丁目11番20号	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ イー調剤薬局大野 木店	名古屋市西区市場木町 304番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ イー調剤薬局ささ しまグローバルゲ ート店	名古屋市中村区平池町 4丁目60番の 12	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ イー調剤薬局岩塚 店	名古屋市中村区豊国通 6丁目40番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ イー調剤薬局滝子 店	名古屋市昭和区滝子通 3丁目10番 1 号	令和 6年 5月16日
おだいじに薬局瑞	名古屋市瑞穂区上山町 3丁目14番地	令和 6年 7月 1日

穂南山店	の 1	
ひなた調剤薬局	名古屋市瑞穂区日向町 1丁目13番地の 1	令和 6年 6月 1日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局八勝 通店	名古屋市瑞穂区八勝通 2丁目13番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局みな と入場店	名古屋市港区入場一丁目 502番地	令和 6年 5月16日
ウエルシア薬局名 古屋森孝店	名古屋市守山区森孝一丁目 501番地	令和 6年 7月 1日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局新守 山店	名古屋市守山区金屋一丁目10番26号	令和 6年 5月16日
つむぎ薬局	名古屋市緑区鳴子町 2丁目65番地の 2	令和 6年 7月 1日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局滝の 水店	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 401番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局竈山 店	名古屋市緑区砂田二丁目 101番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局藤が 丘店	名古屋市名東区藤見が丘25番地の 2	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局牧の 原店	名古屋市名東区牧の原三丁目 301番 地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ	名古屋市名東区高社二丁目 115番地	令和 6年 5月16日

イー調剤薬局一社 店		
ビー・アンド・デ イー調剤薬局ラウ ンドスポットー社 店	名古屋市名東区高社一丁目 266番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ イー調剤薬局原店	名古屋市天白区原四丁目 117番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ イー調剤薬局塩釜 口店	名古屋市天白区元八事四丁目84番地	令和 6年 5月16日
ふくろう薬局	名古屋市天白区島田三丁目 612番地	令和 6年 4月 1日
ビー・アンド・デ イー調剤薬局野並 店	名古屋市天白区古川町 158番地	令和 6年 5月16日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
りんくる訪問看護 ステーション	名古屋市西区児玉三丁目 7番20号	令和 6年 4月 1日
みたま訪問看護	名古屋市西区大野木四丁目73番地	令和 6年 7月 1日
訪問看護ステーシ ョンなないろ	名古屋市中区丸の内三丁目20番 2号	令和 6年 6月 1日
ともに未来を描け る訪問看護ステー ションミライエ	名古屋市昭和区藤成通 6丁目 8番地 の 2	令和 6年 6月 1日

みんなのかかりつけ訪問看護ステーション瑞穂	名古屋市瑞穂区瑞穂通 2丁目 2番地の 2	令和 6年 6月 1日
訪問看護ステーション笑みる	名古屋市南区鶴田一丁目11番28号	令和 6年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 385号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	医療法人恵愛会小林病院
	新	医療法人恵愛会小林医院
所 在 地	名古屋市西区鳥見町 2丁目39番地	
変 更 年 月 日	令和 6年 6月 1日	

医 療 機 関 名	旧	医療法人たすく会中野循環器内科&えがおこど ものクリニック
	新	医療法人たすく会えがおこどものクリニック
所 在 地	名古屋市緑区相原郷一丁目1901番地	
変 更 年 月 日	令和 6年 1月 1日	

2 薬局

医 療 機 関 名	旧	むらせ薬局
	新	日本調剤平針薬局
所 在 地	名古屋市天白区平針二丁目1906番地	
変 更 年 月 日	令和 6年 6月 1日	

3 訪問看護

医 療 機 関 名	旧	あおいファミリー訪問看護ステーション
	新	訪問看護・リハビリステーション「リハス」名古屋天白
所 在 地	名古屋市天白区原三丁目 705番地	
変 更 年 月 日	令和 6年 6月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 386号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
こばやしこどもク リニック	名古屋市北区光音寺町 2丁目13番地	令和 6年 6月 1日
あじま眼科クリニ ック	名古屋市北区楠味鋤二丁目1704番地	令和 6年 4月 1日
名駅ファミリアク リニック	名古屋市中村区亀島一丁目 4番 4号	令和 6年 4月 1日
ウェルネスビュー ティクリニック名 古屋駅前院	名古屋市中村区名駅三丁目12番11号	令和 6年 3月12日

H I M E C L I N I C	名古屋市中区錦三丁目21番18号	令和 6年 4月 1日
たなか在宅クリニ ック	名古屋市中川区万場三丁目1118番地	令和 6年 6月16日
こじま耳鼻咽喉科	名古屋市南区寺部通 2丁目12番地	令和 6年 4月 1日
在宅支援なごや南 ホームクリニック	名古屋市南区呼続一丁目12番 7号	令和 6年 4月 1日
佐藤内科	名古屋市緑区滝ノ水五丁目 315番地	令和 6年 3月 2日
ふじのもり t o U クリニック	名古屋市名東区藤見が丘25番地の 2	令和 6年 4月 1日
青木内科	名古屋市天白区中砂町 534番地	令和 6年 4月 1日
しまだ中央クリニ ック	名古屋市天白区保呂町1708番地の 2	令和 6年 4月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
カンドーレ歯科	名古屋市中村区名駅五丁目 5番22号	令和 6年 6月 1日
ジョイデンタルク リニック	名古屋市中区栄一丁目10番 2号	令和 6年 4月 1日
ハルタ歯科クリニ ック	名古屋市中川区春田一丁目 119番地	令和 6年 3月 1日
ながら歯科医院	名古屋市中川区長良町 2丁目 106番 地	令和 6年 3月21日

戸田ふたば歯科	名古屋市中川区戸田明正二丁目 301番地	令和 6年 6月 1日
訪問歯科あいち	名古屋市中川区高畑五丁目 129番地	令和 6年 3月29日
オリーブ歯科こども歯科クリニック	名古屋市港区当知四丁目 201番地	令和 6年 4月 1日
東浦歯科	名古屋市名東区猪子石原三丁目 201番地	令和 6年 3月 8日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
すみれ処方せん調剤薬局	名古屋市東区山口町12番15号	令和 6年 5月19日
北薬調剤薬局管理センター	名古屋市北区長喜町 2丁目33番地の 4	令和 5年12月21日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局志賀 公園店	名古屋市北区平手町 1丁目13番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局辻町 店	名古屋市北区辻町 2丁目20番地の 1	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局上飯 田店	名古屋市北区上飯田南町 1丁目21番地	令和 6年 5月16日
調剤薬局 a m a n o 庄内通店	名古屋市西区庄内通 1丁目34番地の 19	令和 6年 4月 1日

ビー・アンド・デ ィー調剤薬局宝地 店	名古屋市西区宝地町 9番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局又穂 店	名古屋市西区又穂町 1丁目76番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局浅間 町店	名古屋市西区幅下一丁目11番20号	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局大野 木店	名古屋市西区市場木町 304番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局ささ しまグローバルゲ ート店	名古屋市中村区平池町 4丁目60番地 の12	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局岩塚 店	名古屋市中村区豊国通 6丁目40番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局滝子 店	名古屋市昭和区滝子通 3丁目10番地 の 1	令和 6年 5月16日
ひなた調剤薬局	名古屋市瑞穂区日向町 1丁目13番地 の 1	令和 6年 6月 1日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局八勝 通店	名古屋市瑞穂区八勝通 2丁目13番地	令和 6年 5月16日
カメダ調剤薬局南 陽店	名古屋市港区知多一丁目 105番地	令和 6年 7月 1日

中日調剤薬局熱田店	名古屋市港区七番町 3丁目 1番地の 3	令和 6年 4月 1日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局みな と店	名古屋市港区入場一丁目 502番地	令和 6年 5月16日
しょうなん調剤薬 局呼続店	名古屋市南区北内町 1丁目14番地の 1	令和 6年 4月 2日
キョーワ薬局桜本 町店	名古屋市南区菊住二丁目 4番11号	令和 6年 4月 1日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局新守 山店	名古屋市守山区金屋一丁目10番26号	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局竈山 店	名古屋市緑区砂田二丁目 101番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局滝の 水店	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 401番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局藤が 丘店	名古屋市名東区藤見が丘25番地の 2	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局一社 店	名古屋市名東区高社二丁目 115番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局牧の 原店	名古屋市名東区牧の原三丁目 301番 地	令和 6年 5月16日

ビー・アンド・デ ィー調剤薬局ラウ ンドスポッター社	名古屋市名東区高社一丁目 266番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局原店	名古屋市天白区原四丁目 117番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局塩釜 口店	名古屋市天白区元八事四丁目84番地	令和 6年 5月16日
ふくろう薬局	名古屋市天白区島田三丁目 612番地	令和 6年 4月 1日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局野並 店	名古屋市天白区古川町 158番地	令和 6年 5月16日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーシ ョンなないろ	名古屋市東区泉一丁目15番14号	令和 6年 6月 1日
セコム名古屋東訪 問看護ステーショ ン	名古屋市昭和区東畑町 2丁目39番地 の 1	令和 6年 5月31日
NEXT FLO W訪問看護なごや	名古屋市中川区山王三丁目13番15号	令和 6年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 387号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 6年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
名古屋デンタルオ フィス	名古屋市北区平安通一丁目13番地の 8	令和 6年 6月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 388号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
野口クリニック	名古屋市千種区仲田二丁目13番 8号	令和 6年 5月27日
中村公園メンタル クリニック	名古屋市中村区豊国通 2丁目 6番地	令和 6年 6月 1日
藤が丘こころと体 のクリニック	名古屋市名東区藤が丘 141番地	令和 6年 4月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
高阪歯科医院	名古屋市港区小賀須三丁目1611番地	令和 6年 7月31日
カトウ歯科	名古屋市港区福田三丁目 801番地	令和 6年 3月26日

太田歯科医院	名古屋市南区寺崎町10番12号	令和 5年12月20日
--------	-----------------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 389号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 6年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
アイクリニック緑	名古屋市緑区鴻仏目二丁目 103番地	令和 6年 6月11日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 390号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 はり・きゅう

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
鍼灸くの治療院	名古屋市北区天道町 5丁目 1番地	令和 6年 6月 6日
久野 洋揮		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 391号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	伊藤 清一	
施 術 所 名	訪問鍼灸マッサージうきうき	
所 在 地	旧	名古屋市緑区鳴海町字北浦58番地
	新	名古屋市緑区鳴海町片坂 8番地
変 更 年 月 日	令和 6年 6月 1日	

2 はり・きゅう

施 術 者 名	伊藤 清一	
施 術 所 名	訪問鍼灸マッサージうきうき	
所 在 地	旧	名古屋市緑区鳴海町字北浦58番地
	新	名古屋市緑区鳴海町片坂 8番地

変 更 年 月 日	令和 6年 6月 1日
-----------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市教育委員会告示第20号

教育委員会臨時会における議件の追加について

令和6年名古屋市教育委員会告示第19号（教育委員会臨時会の開催について）
で告示した教育委員会臨時会に次の議件を追加付議します。

令和6年7月31日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 議事

請願審査について

訴えの提起について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第21号

教育委員会定例会の開催について

令和6年8月7日午後2時30分大会議室において教育委員会定例会を開催し
次の議件を付議します。

令和6年8月2日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 報告

令和6年度 全国学力・学習状況調査の結果について

2 議事

令和7年度使用教科用図書の採択及び採択審議について

ガイドボランティアの登録に関する審査請求について

名古屋市指定文化財の指定について

3 協議題

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に
関する報告書（事務局案）について

上志段味中学校の建設について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局告示第8号

やみつき なごめしきっぷ専用一日乗車券の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、やみつき なごめしきっぷ専用一日乗車券（以下「なごめしきっぷ乗車券」という。）を次のように発売します。

令和6年8月1日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 料金

2,120円

2 有効期間

令和6年8月1日から同年11月15日まで

3 発売枚数

10,000枚

4 発売場所

各乗車券発行所、名古屋市金山観光案内所及びオアシス21iセンターとします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

5 使用条件

なごめしきっぷ乗車券は、1枚で大人1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

6 発売期間

令和6年8月1日から同年11月15日まで

7 料金の還付

(1) なごめしきっぷ乗車券の料金の還付は、未使用のお食事券付き台紙が付属しており、未使用の場合に限り各乗車券発行所で取り扱い、その期間は令和6年11月15日までとします。

(2) なごめしきっぷ乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

8 不正使用

なごめしきっぷ乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式

(表)



(裏)



名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局告示第9号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

令和6年名古屋市交通局告示第2号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和6年8月1日から次のように改正します。

令和6年8月1日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

表株式会社名古屋交通開発機構の項中「（1）サ 令和6年7月20日（終了日 令和6年9月1日）」を「（1）サ 令和6年7月20日（終了日 令和6年9月1日）（1）シ 令和6年8月1日（終了日 令和6年9月1日）」に改め、同項第1号に次のように加えます。
6年11月15日）」

シ 乗合規程第23条第2項並びに高速規程第19条第5項及び第43条第3項の規定に基づき発売するやみつき なごめしきっぷ専用一日乗車券（以下「なごめしきっぷ乗車券」という。）の料金
表公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローの項中「委託をした日
「委託をした日

令和6年4月1日」を（1）～（5） 令和6年4月1日
（6） 令和6年8月1日（終了日 令和6年11月

に改め、同項に次の1号を加えます。
15日）」

（6） なごめしきっぷ乗車券の料金

表株式会社三交インの項の次に次のように加えます。

株式会社ジェイアール東海ツアーズ	なごめしきっぷ乗車券の料金
------------------	---------------

東京都中央区京橋一丁目 5 番 8 号三栄ビル 3 階	
指定をした日 令和 6 年 7 月 3 1 日	
委託をした日 令和 6 年 8 月 1 日（終了日 令和 6 年 1 1 月 1 5 日）	

表ナゴヤグランドホテルの項中「委託をした日 令和 6 年 4 月 1 日」を「委託をした日

- (1)～(3) 令和 6 年 4 月 1 日 に改め、同
 (4) 令和 6 年 8 月 1 日（終了日 令和 6 年 1 1 月 1 5 日）」

項に次の 1 号を加えます。

- (4) なごめしきっぷ乗車券の料金

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課